

223
221

作
法
大
意

ほし がき

至誠は本なり、禮節は末なり、末を以て本に代ふること能はざるは固より、本から末のみを勉めて末を闕くは、本を勉めて更らに末をも兼ねぬるの意に如かざるは、何人も之を否認すること能はざるべし。至誠の意は、禮節何事も顧みるに足らんやといはば、これ今代文明の民を以て、古昔蕃野の狀態に逆退せしむるものなり。孔子が文質彬彬と稱して後君子なりといはれしも亦、この意なり。

我が國古來禮儀の國と稱し、君子國と誇りたれども、其の眞に禮儀の民たる君子の人たるものは特別階級の人士に限られて、一般多數の民は實に朴實を以て足れりとして過し來りたるもの如し。現今一般人の狀態を以て之を泰西文明の國民に比すれば、頗る遜色なき能はず。教育は現代の文明の度を進めて、更に高き度に進ましむるにありといふ以上、此の點に關しても大に力を費さざるべからざるは論を待たず。



はしな
るべし。
禮節を學ぶの要實に此の如し。學ぶ人よくこの意を體して之を知り
之を行ひ以て進退度あり出入法あり人に接し物に觸れて禮容閑雅真
に本末双美の君子人たるを期すべし。これ本書を編纂して脩身教科
の一資料とする所以の趣旨なり。

明治三十五年八月

編者しるす。

作法大意目次

第一章	坐作進退	一丁
第二章	物品授受及薦撤	九丁
第三章	物品觀覽	一七丁
第四章	宴席程儀	一九丁
第五章	賀儀葬祭並贈遺	二七丁
第六章	服裝	三七丁
第七章	言語應對及訪問	四四丁
第八章	病家訪問並看病	五三丁
第九章	雜件	五五丁

目次

作法大意

第一章 坐作進退

第一 正坐は端正にして威容あるを要す。其の作法は右足の拇指を左足の拇指上に重ね、腹部を張り、臂を過度に張らずして、両手を膝の上に置くべし。

第二 起立するには、両手を膝の上に置き、足の爪先を立て、下座の足より起つべし。

第三 室内を行進するには、直立して頭頸を正しくし、両肩を平かにし、両手を和らかに腿の上に附け、凡そ面前一丈以内、眼を着け、一步を一息に歩むべし。歩を運ぶに膝を折らず、踵を揚げず、早からず遅からず、脚躑なく、体幹を動搖せずして行歩すべし。敷居疊の接

目を踏み、物を跨ぎ、若しくは大足に歩み又は足音高き等は皆非禮なり。

廻り返るとき、通常は右へ廻るを順とし、左へ廻るを逆とすれども、貴人の位置によりて一定し難し。順逆には泥むべからず。

第四 正座するにも行進するにも、必ず前面を正視し、眼球を上下左右に轉じ、又は家の隅隅など見廻はす等の事あるべからず。又人の書簡を認め或は披見し、若しくは飲食せるときは、勉めて他方に着眼すべし。

第五 着座するには、上座の足を引きて後、正座の姿勢を取るべし。

第六 坐禮は上輩に對しては、左右の手の指を合せ、掌を疊の上につき、鼻梁の指に觸るる程に頭を下ぐべし。之を合手禮といふ。等輩に對しては、両手を雙べて疊の上につき、頭を長き程に下ぐべし。之を雙手禮と云ふ。下輩に對しては、両手を四五寸程隔てて指頭

を疊につき、僅に頭を下ぐべし。之を指建禮と云ふ。總べて三息を以て行ふものとす。

〔注意〕手をつくには、膝より餘り遠からず近からぬ所なるべし。遠ければ臀の踵より離るることあり、近ければ肩いかりて見苦し。又肘の張るは無禮なりと知るべし。

第七 退座するには、成るべく上座若しくは他人の方に我が背後を向けざる様引退きて起立すべし。

第八 人の前後を通過するとき、上輩なるときは跪きて指建禮を行ひ、下座の足より踏み出し等輩なるときは、両手を膝頭まで下げ一禮して過ぐるものとす。立禮に在つても之に準じて心得べし。

人我が前後を通過するとき、は相應の答禮を行ふべし。

第九 障子襖を開かむには、先づ跪き引手に手をかけて少し開き、次に下より凡そ三四寸の所に手を掛けて全く開くべし。

閉づるときも亦下より三四寸の所に手を掛けて大部分閉ぢたる後、引手に手をかけて密閉すべし。

第十 立ちたる人又け椅子に凭りたる人には立禮すへし。最敬禮は正面に向ひ進み出で拜すへき所に至り、先づ兩足を揃へ軽く一禮し、下の足より三步進み、体を伏するに従ひ腰を屈し、体につれて臂を締めず、兩手を膝頭まで垂るへし。拜して後、頭を擡ぐるときも寛徐に体を起し、手を股の上に据ゑ、上の足より三步退き、廻旋して還るへし。

〔注意〕拜するときには、貴人の方を見上げて拜すへし。されど餘り目立つは宜しからず。拜する緩急は是も亦三息にして、体を伏する間一息、拜する間一息、体を起す間一息とす。腰を屈するに膝を折り、首を俯するに頭と襟との開くは甚だ見苦し。敬禮を行ふときは、兩足を揃へ腰を屈し、兩手を膝より少し上まで

垂れて拜すへし。其の他最敬禮に準じて心得へし。

第十一 貴人兩位を拜するには先づ第一位の貴人の正面に進出で、軽く一禮し、三步進みで最敬禮（若しくは敬禮）し、畢りて三步退き、左へ開き次の貴人の正面に至り、軽く一禮し、三步進みで最敬禮（若しくは敬禮）し、畢りて三步退き、廻旋して還る可し。

〔注意〕兩位を拜するときには兩位の真中を上と心得へし。

第十二 貴人に對して椅子に倚るときは、先づ椅子の左の方に立ち、兩足を揃へ、敬禮して挨拶の上、右の手を椅子の上にか（朝を携へは之を左の手）右足より椅子の方に寄り、着椅すへし。着椅の姿勢は上体及び下脚は垂直にして、上脚を水平にし、兩膝は揃へて相接し、足趾は平かに地に着け接し、兩手は膝の上に置く。朝を携へたるときは、兩縁を左右の手に持ち、膝の上に置くへし。

〔注意〕椅子に倚りては後ろに寄り掛るへからず。腕組をなし、足

を組違へ組重ねなどすへからず。

椅子を離るるときは、先づ一應挨拶して椅子の前に立ち、次に右の手を椅子の上に向け、左の足より斜に椅子の左の方へ抜き、敬禮して退くへし。同輩以下に對して着椅するとき、及び其の退坐するときの法、亦之に準じて知へし。

第十三 椅子にあるとき、人に禮するには、尊長に對しては椅子の左に離れ、同輩以下に對しては椅子の前に起立して禮すへし。

第十四 神前に拜するには、先づ手洗ひ口嗽ぎ、拍手二回して後合掌し之を下腹の前に來たすと同時に、少し頭を垂れ、上躰を傾けて再拜すへし。神前を退くには、先づ一步斜めに卻きて後、背後に向くへし。

第十五 玉申を神前に供するとき、両手にて其の本を把りて進み、右手にて旋らし、其の本を神前に向けて、両手を以て臺上に供し、然る後神拜すへし。

第十六 神社佛閣を通過するとき、敬意を表すへし。

第十七 途上に於いて行幸行啓に遇ふときは、前驅の稍々前より道路の一侧に停止し、車駕六歩前に近づき給ふ時、最敬禮を行ひ、六歩過ぎ去り給ふ迄此姿勢を保つへし。

第十八 皇族に對しても前同様たるへし。

第十九 軍旗に遇ふときは、之に面して敬禮を行ふへし。但し軍旗に上覆を附したるときは、禮するに及ばず。

第二十 尊長に遇ふときは、數歩前にて歩を停め、兩足を揃へ敬禮を行ひ、尊長の通過するを待て、後歩を起すへし。

第二十一 隊伍を組みたる者、行進中尊長に遇ふときは、其の引率者のみ相當の敬禮をなし、引率せらるる者は尊長に注目し敬意を表して過ぐへし。

第二十二 隊伍を組みたる者、行進中相遇ふときは、互に路の右側に避

引率者のみ互に敬禮を行ひ、引率せらるる者は注目し敬意を表して過ぐへし。

門戸の出入若くは廊下階段等總へて狹隘なる所にて、尊長は勿論人に遇ふときは、特に注意すへし。

凡て人と行違ふときは左に避け、後より人を過ぐるときは右に就くへし。之を左避右就の禮といふ。

第二十三 己車上に在りて、行歩せる尊長に遇ふ時は、車を下りて敬禮すへし。總へて、車馬に乗りながら、人に禮し又は談話應答するは無禮なり。但し等輩以下に對しては車上にて可なり。己行歩して、車上なる尊長以下に遇ふ時は、常の如く敬禮を行ふへし。敬禮する時に當りて、傘を持ちたれば左に傾くへし。

第二十四 知人に遇ふ時は、前種々の場合に準じて相應に禮すへし。

第二十五 尊長と同伴する時は、後方或は左方に就くへし。夜間、雪路、

端艇に乗る時若しくは不慮の虞あるとき等の如きは先行すへし。

第二十六 室内を掃除するには、戸障子及び窓を開き、戸障子鴨居天井等を能く拂ひ、其れより室の隅隅まで掃き出すへし。箒は軽く使ふへし。箒先を人の前に向くへからず。

第二章 物品授受及薦撤

第二十七 座蒲團を進むるには、両手にて持ち出で、適當なる所にて靜に下に置き、少し進めて客人にまゐらすへし。卷きたる敷物は其のまま持ち出で、端を上にし、靜に下の方に繰り廣げ、疊みたるものは、疊方により相當の位置に置き廣ぐへし。

第二十八 煙草盆を進むるには、火器を客の左の方に、唾壺を右の方にし、両手にて持出で、客の前、程善き所に進むへし。收むるときは、手

を兩隅にかけて引寄せ前の如く持ち退くへし。

第二十九 火鉢は手掛の附けるものは、其を左右になる様にし、三足のものは二足を客の前にし、火箸は客の右邊に當れる方に立て揃ふへし。薦撤は前條に準じて知るへし。

第三十 煎茶は茶碗を臺に載せ左の手に据ゑ右の手をうへて(或は両手にて)持出で進むへし。客茶碗のみを取らば、臺をば下に置きて還る可し。客臺の儘取らんとせば之に従ふへし。客茶碗をも取らざらば其の儘客の傍に置きて挨拶して還るへし。珈琲など濃み易きものは匙又は箸を添へて進むへし。収むるには茶碗の臺に載せあるときは、其の儘之を撤し、茶碗と臺と別にあるときは、先づ臺を手前に寄せ、茶碗を其の上に載せて撤す可し。

第三十一 菓子盆は盆を兩手にて持出で進むへし。縁高等の綴目ある

ものは綴目を我が手前にし、箸は客の方に置くへし。収むるには盆を少し前に引寄せ然して兩手に取上げ持ち還るへし。

但し菓子盆を客に進めたるときは、更に酒肴等を進むるに非ずば、撤すへからず。客去りて後収むへし。或は客の歸らんとするに臨み、紙に包みて贈ることも有るへし。

第三十二 小刀は尖頭を我が方に向け授くへし。扇子團扇傘杖提灯等之に準ず。すへて受領者の便宜を圖るを禮の趣旨とす。

第三十三 書物巻物等は標題を我が見る如くにして兩手に持ち出で、授くる向きを轉ずる等、凡る辭令書書翰文箱に準じて知るへし。

第三十四 硯箱は其の向を我が方になし、其の上に料紙を載せ、左掌に据ゑ、右手を添へて持ち出で前に置き、料紙を載せたる儘蓋を取り、て右の脇に置き、墨を磨り筆を墨汁に浸し、而して後硯箱の方向を

轉じて進め、次に料紙も硯箱の蓋に載せたる儘方向を轉じて進むものとする。

收むる時は、料紙を手前に引寄せて取廻し、次に硯箱を引寄せ蓋をなし、取り廻はして料紙を上に乗せ、持ち退くべし。

第三十五 書翰を授くるには、字頭を右になし、中程を右の手に持ち、出で、相對して一禮し、左の手を添へ、右の手にて上方を持ち、字頭を手前になして、二足進み之を授け、二足退き一禮して還るべし。書翰を懐中して出づるときは、字頭を左に、表の方を内になして懐中すべし。而して相互に一禮して後、右の手にて中程を持ち、取出して授くべし。

文箱に入れたる書翰は取出し、宛名を取調へ、書狀のみを渡す可とす。但し文箱に封あるか、又は蓋に宛名まで記しある時は箱の儘渡すべし。文箱は其の文字を我が方に向け、左掌に据え、右手を

添へて持ち出で、右手を垂れて一禮し、箱を轉じ、字頭を手前にし、右手に移し、左手を添へて授くるなり。

書翰を受くるには、一禮して後、二足進み、左掌に受け、右手にて下端を持ち、表を見て、二足引きながら、右の手にて返し、裏を見、右手を仰むけて書の中程を持ち、左手は垂れ一禮して廻り退く可し。若し上官に代つて受領する場合には、某殿より某殿宛の書翰正に受領する旨を陳述して後、一禮して退くべし。

文箱を受取るときは、左掌にすゑ、右の手を添へて受け、禮する時は右手を垂れて禮するなり。

第三十六 辭令書を授くるには、侍立せる人受領者の名を喚ぶに隨ひ、授くべき辭令書を右の手に持ち、左の手を添へて字頭を手前の方にし、右の手に上の方を持ち、之を授け、受領者の拜するとき、頷きて禮を受くべし。

辭令書を受くるには召喚に應じて進み出で卓より三步程前にて
兩足を揃へ敬禮して下の足より三步(但し歩數には拘るべからず受くる
に適宜の場所を取るを主とすべし)
進み辭令書を左の掌に受け右の手を添へて拜戴し上より三步退
き足を揃へ右の手にて紙の右の端を持ち左の手に持ちながら拇
指にて順に抜き一見して元の如く疊みて中程を右の手に持ち敬
禮して上を受け下へ廻旋して退くべし。受けたる後椅子に倚り
扣へ居る時は左手を膝に著け右手に書を持ち膝の上に置くべし。
時宜により懷中するも苦しからず。

二通も三通も一度に授けらるるときは之を一時に受け一通づつ
披見したるを順次に下へ重ね而して後右の手に持換へ敬禮して
退くべし。

一通づつ授けらるる時は先に受けたるを見終りて懷中に入れ再
び進みて受け此の如くして後懷中にあるを取り出だし併せて右

の手に持換へ退くべし。

(注意)此の授受法は立禮の式を記せるなり。坐禮も亦之に準じ
て知るべし。以下同じ。

第三十七 帽子は相應の臺に載せて左の手に据え右の手を添へて出
すべし。臺に据えるときは縁を左右の手に持ち出で進むる
ときは両手にて少し手前の方を取りて進むべし。

第三十八 煙草盆火鉢茶菓の位置は茶菓は客の正前煙草盆は少し右
に寄り火鉢は左に寄るものと心得べし。

第三十九 手水を進むるには湯桶を盥の中に入れて進み出で次に手
拭を盆又は扇子にのせて持ち出で湯桶をもちて湯を靜に盥の内
に注ぎ次に手拭を進むべし。若し柄杓にて掛くる時は三杓を通
常とするなり。

第四十 焗台は棹を右の手に持ち台を左の手に据えて出で一旦下に

置き程善き所を見合せて之を据うべし。二箇以上を出す時は上の方より順にすべし。三脚なるものは火鉢の三足なるものと同じ心得あるべし。剪掛あるは其の方を下とすべし。收むるには二箇以上なるときは下より順に撤すべし。

燵の剪り様は、燵壺を左の手に持ち、右の手に燵剪を持ちながら燵壺に添へて進み出で、燵台の前に跪き、燵壺を下に置き、燵剪を其の上に乗せ、それより燵台を右に持ち、燵燭を左に抜き、右にて燵を剪り、再び右にて台を持ち、左にて燵燭を立つるなり。又數多き時は燵台に立ちたるまま燵を剪るべし。

第四十一 品物の中、盆又は台に載せて進むべきもの多し。注意して手ながら進めぬやうにすべし。盆なるときは扇子に載せ、或は白紙又は風呂敷を疊みて其の上に載せ出すべし。扇に載せて出す法は、扇の表を上にし、地紙を向うにして、要の方を右手に持ち、左の

親骨に左の手を添へて進むるなり。若し重き物ならば、扇の中程を左の掌に据えて出すべし。

第四十二 軸物を懸くるには、先づ床の前にて跪き、緒を解き、軸を左手に箸竹(又鶯竹とも云)を右手に持ち、緒を箸に懸け、立ちて之を折釘に懸け、両手を軸の両端にあて、徐ろに舒べ下すなり。三幅對の軸は始に中次に上座、次に下座と掛くべし。懸けたる後は、三尺ほど退きて位置の正否を見、曲りたる時は進み出でて正すべし。

第四十三 屏風を立つるには、中央より二分して後左右に披くものとす。屏風二個以上あるときは、書は畫より、墨色畫は彩色畫より上に置くべく、山水一雙ならば、山を上とし、水を下とすべし。

第三章 物品觀覽

第四十四 人の掛物を見るには床の間より少し隔り、三幅對なるときは通常中央より下座上座と順に觀るべし。然れども、下座より始むるは主人を敬する意にして、主人は上座より觀ることを勸むるを禮とす。而して、各幅に就いては軸、表裝、書畫、落款と順を逐ひて觀、次に插花に及び、花瓶より始めて花に終るものとす。

第四十五 卷物の見様は先づ卷物を左手に持ち、右手にて軸紐を解き、少し開きて其紐を下より内へ、上より外へ廻はし、紐の附際より又内へ納むるか、又は只紐を縮ねたるまま内へ入れ、之を右手にて巻き、左手にて開き、漸次に展覽し、終れば元の如く巻き納め、右手にて軸紐を巻き、其の終を少し折返して挿むものとす。

第四十六 人の書籍等を看るには、下端を右手にて開き、先づ初を見、次に中央、次に終を各二三葉づつ見、然る後隨意に見るべし。

第四十七 人の前にて書冊を讀むべき事あらば、一通り默讀して後に

朗讀すべし。節を付けて讀むは聞き苦しきものなり。注意すべし。

第四章 宴席程儀

第四十八 菓子に總べて茶に先ちて喫するものなり。先づ紙を出して下座に置き、其の上一二箇を採り、兩手の指頭を以て適宜に割り、喫すべし。

第四十九 茶を受くるには、右手を以て茶臺若しくは茶碗を取り、左手を添へて一旦下座の方に置き、座中を見合せ之を飲み終りて台の上に置くべし。

抹茶を受くるには、茶碗の底を左掌に据え、右手を向うの上方にあてて受取り、一旦膝の上に置き、それより右の拇指を茶碗の手前に

なし、他の指を向うの方へ延ばし、茶の残らぬ様呑みほして下に置くへし。

第五十 膳を供し來るときは、少し頭を垂れて禮を爲し、等輩以上の人配膳を行ふときは、手を膝より下して禮を爲すへし。鬯斗の受け方も亦右に同じ。

第五十一 箸を採るに、右の拇指と他の四指と共に箸の中央を持ち右膝の上取る。之を箸構へと云ふ。次に左手を左膝の上に仰むけ、右手より箸を受けて之をつまみ、而して右手に箸を持ち換へて其の中央を持つべし。左手を使用する際は、必ず箸構へに返り、又食を中止する時は箸を膳の縁に掛く。之を箸休めと謂ふ。全く食を終ふるときは之を掛けずして始の如く膳の縁邊に揃へ置くへし。

第五十二 吸物は箸を持ちたる儘、蓋を取るへし。其の法、小指無名指にて箸を握り、其の他の指にて蓋を取るなり。時によりては蓋吸ひ附きて離れ難きことあり。然る時は、左の手を椀の縁にかけ、右と押へ、右の手にて蓋の手前の方より明くる心持にて之を取るなり。取りたる蓋は膳の右縁に俯せて掛け置き、左手に椀を持ち、右手は箸を持ちながら椀に添へて、先づ汁を吸ひ、次に箸を取り、ほして實を食ひ、又汁を吸ひ、其の儘両手にて椀を下に置き、蓋をなし箸を置くへし。

第五十三 酌人前に來るときは、下座の人に一禮して盃を左掌に受け、右手を添へて酒を受け、飲み終りて盃を吸物椀の傍に置くへし。酌の少量を望むときは、低下するものとす。又盃は位卑き者より位高き人に呈するものにあらざ、尊長より指授せられたる盃は両手にて受け、一禮して酌人より酒を受くへし。若し返盃するとき、盃洗にてあらひ、若しくは紙にてぬぐひて後に進むへし。盃を

進むる禮は上輩へは眼の上、等輩へは眼の通り、下輩へは目の下まで盃を上ぐるなり。

但し左手に盃を受け、右手に着けて酒を受くへき者なれども、過ちなからん爲に右手を縁に添ふるなり。著しく已より位高き人には、返盃はせざるものなれども、望まざる時は、盃に据ゑて返進すへし。

第五十四 飯を喫するには右手に箸を持ち、左の拇指を少し椀の縁に掛け、餘の指にて椀の底を持ち、初には二箸二回目より三箸宛食ふものとす。

但し蓋を取る法は、三の膳まで出でし時、左方の蓋は左手にて取り、右手を添へて左に、右方の蓋は右手にて取り、左手を添へて右に置くへし。其の順序は飯汁、平、二の汁、盃とす。

第五十五 食饌の順序は、先づ飯に汁、又飯に汁を食ひ、次に平、次に膾、次に二の汁、次に盃、次に猪口、次に焼物とす。必ず飯汁、飯を食ひて後、一菜を食ふへし。一周り食ひたる後は右の順序に拘はらず、適宜の物を食ふべしと雖ども、直ちに菜より菜に移りて(リ)箸食ふべからず。

第五十六 膳部を進むるときは、膳の中程より少し前を両手にて持ち、飲食物に息の掛らぬ様に捧げて、客の前に到り、下座の膝より坐り、膳を稍々離して据ゑ、程よくこれを推し進むべし。

第五十七 銚子は右の手にて柄を持ち、燗鍋は右の手にて鉦を持ち、櫛利は右の手にて中頃をもち、左の手をうへて酌をするものとす。

第五十八 飯を盛り換ふるには、左掌を仰向けて、客の飯椀を出す時、糸尻を確ともち、右手にて杓子を取り、椀なる飯を左右へ少しく分け、真中を二杓子盛り、其の儘に進むへし。飯は貴人たりとも盃にて換ふることなし。茶碗(器陶磁)ならば盃にて換ふ。

汗を盛り替ふるには、客の膳の右方へ盆を出して食器を受け、程よく盛りて又右より出すへし。食器の縁には手を觸るへからず。

第五十九 宴席心得の事項左の如し

- 一 箸にて飯を椀の中へ押付け(はりた)或は食物を妄りに口中へ押込(み)若しくは箸を口中に深く入れて甜り(甜り)又は箸に附着せる飯粒等を口にて取る(箸)等のことをすへからず。
- 二 一の菜を食はんと欲して箸を下したる後、空しく止め(箸)若しくは何れを食はんかと箸を案じて躊躇する(迷ひ)等のことをすへからず。

- 三 汁の再進を受くる時、一旦膳に置かずして、直に吸ふ(受ひ)へからず。

但し何品にても、一旦膳に置き、て後に食ふへし。又飯汁を盛り替ふる間は箸を膳にたくへし。

- 四 膳の向うに在るものは、手に取り揚げて食ふべし。箸を以て直ちに之を挟み(越)若しくは右方にある物を左手にて取り、左方に在る物を右手にて取る(越)等のことをすべからず。

- 五 俯向きに餘念なく食し(犬食)若しくは物を食する間、椀の上より諸所を視回(覗み)し、又は羹の椀底を漫りに探る(探り)等のことをすへからず。

- 六 魚肉の全部を食するも妨げなければ、右頭にならざる様に反して食ふへし。

- 七 香の物は湯漬の時食ふべきものにして、決して其の前に食ひ又は湯漬の中に入れて食ふ可からず。又香の物を挟みて湯を掻き廻す(廻し)へからず。

- 八 雑煮餅を食ふには、先づ汁を吸ひ、次に餅を食ひ、又汁を吸ふものとす。餅、蒲鉾、其の他總へて之に類する物の一部を食ひしとき、其

の残部の新月状と爲らざる様に注意すへし。

九 總へて飲食するには、成るへく音せぬ様に注意すへし。

十 揚枝を使ふには、之を右手に持ち、左手を以て口を掩ひ、少し下座に向ひ静かに使ふへし。

十一 煙草は尊者の前に在つて喫すへからず。これを喫するには許可を乞ふものとす。又煙管を以て直に唾壺を敲く可らず。左掌に受けて灰殻を落すへし。

十二 鼻を拭ふには下座の背後に向ひて、音の高からざる様にすへし。

十三 配膳に出づる者は、第一身を清潔にし、殊に手指を汚すへからず。又足を撫で髪を搔く等は尤も慎むへし。客の前に坐するには、手を膝の上に置くへし。客の顔を見るは不敬なれども、能く其の動止に心を付くること肝要なり。

十四 集會、宴會等總て公會の席に於いては、能く規則を守り、時刻を誤るへからず。規則と時刻とは會の成立つ基なれば、これを守るは會衆の義務と心得へし。

十五 集會の席にて人の上を語るへからず。

十六 饗應終はるときは、謝辭を述べ、場合を見計ひて主人に暇を告ぐへし。相容の多き時は告げずして歸ることもあるへし。

十七 饗應を受けたる後は、數日の中に改めて挨拶に赴くへし。然らずば禮狀を致すへし。

第六十 大祭祝日の御次第柄は、人人能くこれを心得、當日には必ず國旗を建て、身分相應の事を營み、十分に奉祝の意を表すべし。

第五章 賀儀葬祭並に贈遺

第六十一 吉凶相問は禮の大なるものなれば、衣服、言行、贈答には最も注意すべきものとす。

吉禮の席にて痛苦、死亡、不吉、不祥の事を語るべからず。凶禮の席にて吉事、快談、笑謔の言を發す可らず。

第六十二 吉凶の慶弔及び四時季節の贈答は相互の交誼を厚うする國俗の美風なれば、人人其の分に應じてこれを行ふを宜しとす。但し贈遺の物は只禮意を表するのみに過ぎざれば、芹を獻じ若菜を贈る如きも、決して禮の輕さものと云ふべからず。故に價の貴賤を以て禮の厚薄を定む可らざるなり。

第六十三 進物は品に依り、紙に包み、水引を掛け、熨斗を添ふると、器物に入れ、熨斗を添ふると、只臺に載せて熨斗を添へざるとあり。鳥獸、魚貝等には熨斗を添ふるに及ばず。

第六十四 進物を紙にて包むには、紙の左を下にし、右を其の上に重ね、

凶禮にはこれに反するものとす。

第六十五 水引は吉禮及び平常の贈物には、赤白のものを用ひて、輪を上に向け、返し結びとす。婚禮などには結び放しとす。凶禮には青白のものを用ひて結び放しとす。水引の掛け様は赤又は青の方を右にすべし。

第六十六 場合にによりては、進物を調ふる代りに、目錄として代金を贈ることあり。其の法は奉書、杉原紙等を二つ折にし、次に之を三つ折にし、次に上下を少し後に折返し、表に品名を記し、水引を掛け、熨斗を添ふるものとす。

第六十七 旅立の祖道、殊に川陣等に在りては、これを祝する爲め、打鮑、勝栗、昆布を以て酒肴とす。

第六十八 新居を營むには、先づ地固の祭り、次に手斧始めの式、棟上の式あり。普請出來の上は、落成式を行ひ、賀宴を設くるを例とす。

第六十九 轉宅又は寄留轉居のときは公式の届を爲すは勿論、其の他組合に挨拶すべし。又人の轉居を祝するには、樽肴等相當の物を擇ぶべし。

第七十 父母を始め我が身の誕生日には、身分相應にこれを祝ふべし。父母の誕生日には、父母の健康を祝し、我が身の誕生日には、養育の大恩を仰ぎて今日あるを樂しむべし。

出産に關する諸禮より、男女成人に至るまで、古來因襲の祝賀甚だ多し。貴賤詳畧同じからざれども、これを要するに、湯初め、七夜、命名現今は子産るれば十日以内に命宮參り、食初め、初離女、初軼男、袴男等にして、皆之に關する禮式あれども、茲には略して載せず。

第七十一 婚姻は一生の大禮なれば、誠實なる媒介に因り、先づ結納を取り交はし、然して婚儀を整ふべし。若し雙方又は一方に於て、父母の承諾を得ざるあれば、其の禮を成すこと能はざるものとす。

結納の贈物持參の道具、當夜の儀式等は、貧富貴賤に依りて差等あれども、要するに、身分に従ふを以て禮の得たるものとする事を忘るべからざるなり。

第七十二 家に死者ある時は、之を哀悼して喪を服するは勿論なれども、葬儀は死者の終を送る大禮なれば、諸事遺漏なく準備して身分相應の葬儀を行ふは、これ死者に厚うすと云ふべきなり。死者あるときは、先づ醫師の診斷書を添へ、死亡届を出して埋葬証を受け、葬儀を行ふべし。

第七十三 悔帳を製して、親戚故舊の贈物、弔慰者の姓名等を漏なく記し置き、又葬儀の場所には、野帳を用意し、會葬者の姓名を記し、忌明の後には答禮を行ふべし。

出棺前會葬者に酒食を供し、又は葬儀の場所に辨當を分配する等は、地方の習慣と埋葬地の遠近とに従ひて斟酌あるべし。

第七十四 葬儀の時、喪主は喪服を着け、徒歩して死者の柩に従ふべし。少者の死には、其の家の長者は概してこれを送らざるを例とす。

第七十五 喪主又は其の代表者は拜禮の後、神官或は僧侶、及び會葬者に謝意の挨拶すべし。

第七十六 親戚、恩人、知友の家に喪事あるときは、速に赴きて弔問し、葬儀の準備を助け、又は通夜して死者を守ることあるべし。

第七十七 喪家を吊する時、喪事を助くるにあらずば、玄關にて吊詞を述べ直に歸るべし。主人も面會するを失禮とす。

第七十八 葬儀に會する時は、悲哀の情を表すべし。其の式神葬ならば、神前に進み、先づ玉串を供し、拍手して後拜禮し、佛葬ならば、焼香して後拜禮すべし。

葬儀の時の拍手は音を立てぬ様にすべし。又焼香は左手に香包を持ち、右手にて之を撮み焼くべし。香は自ら持參するを敬の至りとす。

會葬者華麗なる衣服を着くるは失禮なり。又途上高聲に談話し、巻煙草を喫し、歸途他家を訪ひ、或は料理店に酒食する等は非禮なりとす。

第七十九 服忌は上下を通じて差等あることなし。公式の定めあれば、其の間は墓參の外は慎みて神社又は官衙公會他家に行くことは成るべく遠慮すべし。左に服忌表を掲ぐ。但し公務に従ふものは除服出仕の命あるときは此の限りにあらず。

		忌十日 養方定式 服廿日 實方服忌 高祖父母 母方遠慮一日 養方定式 實方遠慮なし							
		二十日 養方定式 實方服忌 曾祖父母 母方遠慮一日 養方定式 實方遠慮なし							
		三十日 養方定式 實方服忌 祖父母 母方九十日 養方定式 實方半減							
		五十日 養方定式 實方服忌 父母 母方養方定式 養方定式 實方半減 伯父母 三十日 養方定式 實方半減							
		夫の父母 三十日 養方定式 實方半減 己の妻 二十日 養方定式 實方半減 子の妻 二十日 養方定式 實方半減 養女に致し 他へ嫁す者 も服忌定式 養方定式 實方半減							
		夫 三十日 養方定式 實方半減 子の妻 二十日 養方定式 實方半減 子の妻 二十日 養方定式 實方半減 養女に致し 他へ嫁す者 も服忌定式 養方定式 實方半減							
		嫡子 二十日 養方定式 實方半減 子 三十日 養方定式 實方半減 孫女 三十日 養方定式 實方半減 曾孫 三十日 養方定式 實方半減 玄孫 三十日 養方定式 實方半減							
		從弟 三十日 養方定式 實方半減 從弟 三十日 養方定式 實方半減 從弟 三十日 養方定式 實方半減 從弟 三十日 養方定式 實方半減							
		從弟 三十日 養方定式 實方半減 從弟 三十日 養方定式 實方半減 從弟 三十日 養方定式 實方半減 從弟 三十日 養方定式 實方半減							

一七歳未滿雙方服忌なし。遠慮、父母は三日、親戚は一日。日數を過ぎて承れば之に及ばず。小兒父母に於けるは遠慮五十日、親戚は一日、日數を過ぎて承れば、父母の外之に及ばず。
 一聞忌 父母のみ歳月を経るも其の日より更に定式、其他親戚は殘日數を受く。日數已に經過すれば一日遠慮。
 第八十 忌日年祭墓參は子孫遺族たるもの慎みて忽にすべからず。故に年祭表を後に附す。

我が身は父母の遺體にして、我が家は祖先代々の遺物なれば、父母祖先の我に譲り賜へる福德鴻恩の莫大なること、今更言ふを待たず。然れば子孫後裔たる者は、常に其徳を慕ひ遠きを追ひて、忌日年回の祭墓參の勤を怠るべからざるなり。
 第八十一 墓參するときは、先づ墓側を掃除し、水を灌ぎ香花を手向け、て禮拜すへし。若し郷土を離れて遠隔の地に在るときは、寺院或

は墓地管理者に附届して不在中の監督を依頼すべし。

年祭表

神葬祭
十日祭
五十日祭
百日祭
一年祭
三年祭
五年祭
十年祭
二十年祭
三十年祭
五十年祭

佛葬祭

一七日
三十五日
四十九日
五十日 <small>略して一七日五七日七七日</small>
百日 <small>略して一七日五七日七七日</small>
一周忌
三年忌
七年忌
十三年忌

是より以後は五十年毎に之を行ふ

十七年忌
二十三年忌
三十三年忌
五十年忌
百年忌

是より以後は五十年毎に之を行ふ

第六章 服 装

第八十二 衣服は身体を保護するのみならず、猶他に大なる目的あり。禮容を整ふること、即ち是れなり。凡る衣服の容儀は其の人自身の品位に關するは勿論、其の出づる場所、又は接する人に不敬となることあるものなれば、深く注意すべきなり。さりながら、こは決

して價高き衣服を着飾りて品格を作れといふにはあらず、服装の身分年齢場合等に適し、着様の能く整ふべきをいふなり。

第八十三 鄙野に陥らず、華美に流れず、ろの身分に従ひて、たのが地位を保つに足る程の服装を用ふべし。奢侈を極むるの不良なると同じく、餘りに儉約に失して、身分に不似合なる装を爲すも亦道に適へるものにおらず。要は其の人は其の人らしく見ゆるに在るなり。

第八十四 平常の執務、吉凶の儀式、訪問旅行散步等場合に應じて、ろれ服装を整ふべし。例へば儀式の日、又は貴人の訪問に禮服を着すべく、凶事又は吊問の場合に華麗なる衣服髪飾を避くるが如きをいふなり。

第八十五 衣服の色合品柄等の年齢、又は男女に相當すべきは固よりにて、又土地の風俗にも従ふべし。教師學生など、人に注目せられ

易き身分の人は殊に然りとす。但し土地の習俗にして良からぬものは、率先して改良すべきこと勿論なり。

第八十六 衣服は衣紋を正しく着るを肝要とす。胸先を多く開け、襟先を不揃にすへからず。帯は後にて正しく結ぶべし。羽織は襟を正しく返し、紐を胸の中央にて正しく結ぶ可し。袴は前より先に着け、紐は正しく結び、裾は地を離るるを度とすべし。

第八十七 洋服を着したるときは、釦鈕フックを外し置くへからず。
第八十八 襟巻は和洋服とも用ふへからず。外套は屋内に用ふへきものにあらざ、禮式るときは屋外にても用ひざるべし。

第八十九 衣服及び附屬品の垢つきたる、身体の清潔ならざる、頭髮の梳らざる、鬚髯の剃るべくして剃らざるが如きは、我が容姿を損するのみならず、人に對して不敬なれば、常に之を戒むべし。特に饗宴の時には、一層注意せんことを要す。但し餘り多く香油香水等

を用ふるは却つて鄙野の所爲とす。

第九十 男子の服装は公廨に入り又は平常の訪問及饗宴等には、朝衣モーニングコート若くは黒衣を着し、夜會其の他盛儀の宴會等には、燕尾服モーニングコートを着し、決して短衣フロックコートを着す可らず。若し和服を用ふるときは、必ず羽織ウエダ（附）袴ハカマを着し、氣候に關せず白足袋シヤクタイを穿つべし。

第九十一 帽子は頭上に戴くものなれば、服装中最も彰著にして人の注目するものなり。故に深く意を用ひ、清潔にして適好の品を冠するを要とす。而して短衣朝衣及び黒衣には平帽を用ひ、燕尾服（饗宴儀式等の場合により黒衣）に禮帽を冠す。帽子を冠するには總へて中帶の結目を左方に爲す可きものとす。

第九十二 襯衣は常に雪白のものを用ふべし。汚垢せる襯衣は其の威儀を損失するものなれば、尤も注意せんことを要す。護謨製の襟及手首を用ひ、又は手首のみを用ひて襯衣を着せざるは卑野の装とす。

第九十三 手袋は衣服に應じ白若くは着色のものを用ふ。其の色は衣服の色より淺淡にして、手指に適合する者を宜しとす。敗れ或は汚れたるものを用ふるは不敬に涉るものなり。

第九十四 靴は革製にして色は黒さを禮とす。
第九十五 左に表して男子洋装の大略を示す。

袴	胸衣	上衣	帽	通常禮服	黒	朝	衣	短衣
地質同上	地質同上 胸部ノ釦ヲ單行トス	無地ノ黒絨ニ限ル 胸部ノ釦ヲ雙行トシテ之ヲ掛ク	禮帽 但シ會食夜會等ニハ風伸スル高帽ヲ冠スルヲ可トス	禮帽 禮帽式アリ且ツ鄭重訪問宴會等	平帽 通常之ヲ用但黒色ニ限ル	平帽 無地ノ黒若クハ黒紺絨或ハ絨織ノ内胸部ノ釦ヲ雙行トシテ之ヲ掛ク	通常無地黒若クハ紺絨或ハ絨織ヲ用フ	極略服 ナレバ凡テ
		地質同上 但シ夏季ハ白リンチルヲ用フルモ可ナリ胸部ノ釦ハ雙行ヲ適宜トス	地質同上 但シ夏季ハ白リンチルヲ用フルモ可トス夏季ニハ白リンチルヲ用フル上ニ同シ			編絨 夏季ニハ白リンチルヲ用フル上ニ同シ		

襯衣	白色	白色	白色
襟	立襟或ハ折襟	立襟或ハ折襟	立襟或ハ折襟
襟飾	白色ニテ紐或ハ蝶様ノ分ニ限ル地質ハ麻	黒色ニテ紐或ハ蝶様トス又平常ニ在テハ他ノ色ヲ用ヒ其製ハ適宜トス	色合式様トモ適宜
手套	光澤アル白革製 但シ淡鼠色ヲ用アルハ妨ナシ	白色ノ外適宜トス 但シ淡白色ヲ可トス	白色ノ外適宜
沓	黒ノ護謨塗革製	黒革製	黒革製
外套	適宜 高雅ナル無地絨ヲ宜シトス	適宜	適宜

シヘス製調ニ宜適ヒ隨ニ様時

(備考) 屈伸スル高帽ハ室内ニ入ルルハ屈シテ携フ可シ

手套ハ両手ニ穿ツカ又ハ右手ノミヲ脱スルモ左ノ手套ハ脱セサルヲ通例トス
 凡ソ喪ニ臨ミ或ハ葬儀ニ會スルルハ上下無地ノ黒服ヲ着シ襟手套等凡テ黒
 色ヲ用フベシ又親戚ノ喪ニ在テハ黒紗片ヲ以テ帽ノ中帯ヲ覆フベシ燕尾服
 又ハ黒衣ヲ着シ外出スルルハ必ス適宜ノ外套ヲ着ス可シ

第九十六 女子の普通に用ふる禮服は模様物にて略したる場合には、
 無地又は小紋の紋付とす。送葬の時用ふるものは、無地黒の引反
 し紋付に白無垢を重ねたるものにして、帯も亦黒き物を用ふるを
 正しとす。されど右は富める人に就きていふのみ、さらぬ人は強
 ひてかゝる品を用ひざるも妨なし。襦袢の襟は白羽二重又は繪
 子紗綾等の類にて總へて白を用ふるなり。袖は白無垢ならば、勿
 論白をよしとすれども、上衣と同じ下着を重ねたる時には、他の相
 當の色物を用ふるも妨なし。羽織被布は禮服にはもちふべきも
 のにあらず。但し落飾の人は十徳又は羽織を着るを以て禮とす
 るなり。

第九十七 禮服を用ふる場合は婚姻、葬式、賀壽、其の他吉凶に關する事
 及び尊長に對する時とす。其の他場所にして敬すへき所ならば、
 其の場所に對して敬意を表する爲め、禮服を用ふるなどの注意あり

るべし。

第九十八 人と應答するとき先方の人坐すれば己も亦坐し先方の人立ち居る時は己も亦立つへきは勿論なり。火鉢にあたりながら貴人に應接し又は同輩にても坐する人に立ちながら應答するは皆非禮なり。

第七章 言語應對及び訪問

第九十九 人と對話する時は言葉正しく言葉遣明瞭ならんことを要す。音聲高からず低からず又早からず遅からず沈着にして順序を失ふべからず。陋しき言葉耳遠き言葉流行の言葉等は慎みて之を避くべし。

第一百 人と對話するとき目は敵手の胸の邊に着けて徐に談話を始

むべし。妄りに坐の前後を顧みて心の定まらざる如き舉動あるべからず。

第一百一 總べて談話が尊敬すべき事柄に涉るときは相當の敬禮を用ふべし。畏くも皇室の御事に涉るときは最も鄭重なる敬語を用ひざる可らざるなり。

第一百二 對話するに當り往々自他の區別を誤り自らを言ふに敬語を添へ他を語るに之を添へすして不敬に涉ることあり。注意すべし。

第一百三 承諾の言葉を重んじ無責任の言葉を發すべからず。又多言を慎むべし。人の話の半には發言(人の話の折る)すべからず。長者より言葉を掛けざる先に發言すべからず。又黙して長者の言に應ぜざるも不敬なり。

第一百四 尊長の話を聞くときは両手を膝上に置き姿勢を正しくし熱

心なる容を表し、謹んで聞くべし。尊長の話聞きながら他事を考へ思ふべからず。等閑に聞き流すも、一事を度度聞き返すも、共に非禮なり。又先方の顔を餘りに眺め過ぐるも、外物にのみ目を注ぐも、共に非禮なり。

第百五 談話の事柄は、用談の外は何にもあれ、無害にして高尚なる題目たるべし。世界又は日本の出来事にして、地理歴史教育經濟等好き題目は多々あるべし。個人の身の上を語り、又は衣服髪飾などの話柄に止まるは、教育ある人の陋とする所なり。己が職とする事項のみを語り、又は我が喜好する事物に附會せんとするも亦人を厭はしめ、且たのが知識の狭さを表すものなり。人の問はさるに我が父母兄弟夫妻子孫に關すること、又は己の履歴を語るも亦賤し。

第百六 他人の言葉を窮詰し、其の主意又は事實の過失を發訶する等人を困辱することあるべからず。人の言ひしことを我が物顔にいふは宜しからず。始終謙讓を守り、假りにも生意氣の風を表すべからず。

人若したのが説く所を非難するか、或はたのが述ぶる所人の意に合はざる様子あらば、程善く其の談話を他に轉すべし。かかる場合には、慎みて不快の色を表すことなかれ。

第百七 稠人集會の席にあつては、殊に或一人と耳語すべからず。又他の人に知れぬ事柄によりて笑ひ興することを避けよ。

第百八 集會の席等にて、始めて相見る人、名刺を出して交際を求むることあり。然るときは、先づ名刺を受けたるものは、必ず己の名刺を出して、之に答ふるを禮とす。

第百九 人の家の門戸にいたるときは、善き程に足音を立てて進み入り、取次きを乞ふべし。門口に立ちて様子を窺ふ如きことあるべし。

からす。

第一百十 取次を乞ふときは、名刺を出し簡短に用向を述べし。内に案内せられたらば、傘杖等の携帯品を傍の妨にならぬ所に置き、履物を脱ぎ揃へて、式臺に上り、帽子外套を程善き所に置くべし。

第一百十一 賓主の應接は其の分に應じて等差あるは勿論なれども、等輩以上の宅へ行きし時は、我が爲めに設けられたる席、若くは相當と思惟する位置の稍下方に座して禮すべし。而して相當の席に進められたらば、強ひて辭讓（不禮）すべからず。又總べて着座するときは、建具の開閉或は人の通行を妨げざる様に注意すべし。若し又取次に案内せられて座敷に通るときは、靜に席につきて室の内外等を見廻すことなく、主人出づるときは、席を離れて禮すべし。

第一百十二 總べて人の家を訪ひたる時は、先づ用事を述べ、用談終らは

早く歸るべし。他客の來る事あるときは、長居すべからず。又人の家を訪ふには、成るべく食時と夜中とを避くべし。

第一百十三 便所に行くときは、案内を乞ひ、夜は燭を借るべし。便所を出づれば、必ず手を洗ふべし。椽先などへ痰を吐き散らすなどのことあるべからず。

第一百十四 訪問の目的は交情を厚うせんとする意に出づるものなれば、時時訪問するをよしとす。手土産の事に顧慮して訪問を缺くが如きは、沙汰の限といふべし。用務多くして寸暇なき人にも、祝賀又は吊慰すべき角立ちたる事ある時は、訪問を怠らぬやう注意すべし。

第一百十五 來客あるときは、主人速に出で迎へて面會すべし。客の名刺は恭しく受けて正しく机上に置くべし。空しく客を待たすは不敬なり。止むを得ざる事あるときは、先づ其の理由を述べて

後に座敷へ通すべし。

第百十六 來客あるときは、主人、上輩に對しては、玄關まで、等輩に對しては次の間まで出て迎へ、自ら案内して之を客室の上座に就かしめ、主人は下座にありて禮すべし。客の還る時は上輩等輩共に主人先きに進みて玄關まで送り、下座の方に斜めに跪き、客等輩ならば亦主人に對して跪き、互に一禮して別を告ぐるものとす。

第百十七 客と對座中、主人若し席を離るることあるときは會釋し、座に復れば又會釋すべし。客の前にて欠伸し、器物を弄び、屢々時計を顧る等、倦怠の狀あるべからず。客も亦此處彼處を見廻はし、後目を遣ひ、身体をかきなどすべからず。

第百十八 饗應に客を招くには、一週間程前に招狀を送り、其の諾否を乞ふべし。期日至れば、庭園座敷等を清潔にし、觀に供すべき諸具を整頓し、家の分限に應じて掛物活花等の飾附を爲すべし。其の

他、夏は庭に水をうち、冬は室内を暖むる等の用意あるべし。

第百十九 客數の適宜なると、接待の周密なると、調理の精巧なるとは、饗宴に關して主人の心得べき主眼なり。故に室の廣狹手廻りの如何、及び客と客との間柄などを考へて、招待すべく、主客互に胸襟を開き、懇談款話して歡樂を盡し、交際を親密にし、又氣候及び客の嗜好に適する食品を撰び、其の調理をよろしくするなどの注意あるべし。出來不出來はともあれ、主人自ら調理したるは、坊間にて購ひたるよりは、手厚きものと心得べし。

第百二十 取次の者は、豫め來客の姓名を知り置き、客到らば、懇慫に迎接し、客の携帶物履物等には符號番號等を以て、それるれ之を分ち、人の踏まざる所に置くべし。客若し我が主人より地位卑き人なりとも、取次の者禮を飲き、不遜の舉あるべからず。主人が客を迎ふる心得は第百十六に同じ。

第二百二十一 客人互に識らざる場合には、主人之を紹介すべし。其の法先づ身分卑き方を高き方に、男子を婦人に紹介し、然る後に貴者婦人を賤者男子に紹介するなり。

第二百二十二 客坐に就きたるときは、先づ茶菓を出し、閑話を爲し、招待せし客の揃ひし後、其の程を見計ひて料理を出すべし。

第二百二十三 客來のとき、家人婢僕を叱責罵詈し、或は子供を打擲することあるべからず。又物蔭にて家人と耳話し、或は笑ひ、或は器物の取扱手荒くして皿鉢の音の高く坐敷に聞ゆる等のことあるべからず。これ等は皆客をして不快に感ぜしむればなり。

第二百二十四 饗應の招状を受けたるときは、速に諾否を答ふべし。一旦承諾したる上は、漫りに其の約束に違背するは無禮なり。時刻に至らば、他用ありとも差置きて到るべし。時刻に後るるは、主人の心を痛ましめ、又他客に對しても失禮なり。さりとして、餘りに早

きに過ぎ、用意の整はざる前に到り、主人の都合を妨ぐるも亦宜しからず。故に早さも遅きも十分以内たるべし。

第二百二十五 客室に入れば、主人並に相客へ挨拶するは勿論、床飾、庭の掃除等、總べて主人の心して修飾せるものは、一覽して程長く賞すべし。其の他料理の仕方、器具等を賞美するも亦同様なり。

第八章 病家訪問並に看病

第二百二十六 人の病を問ふときは、先づ家内の人に就きて見舞の口上を述べ、容體を尋ね、我より強ひて病人に面會を求むべからず。病人より面會を望めば、靜に病室に入り慰問すべし。

第二百二十七 病人の望みにあらざれば、長居すべからず。病人之を望むども、看病人の注意あるときは、程よく辭して退くべし。

病人の心障となる話をすべからず。高聲に語るべからず。狼りに喫煙すべからず。

第二百二十八 看病は勉めて病人の心に逆らはぬ様にする。こと肝要なり。服薬の時限分量を違へず、飲食物に注意して病人の好みと云ふとも、醫師の禁じたる物は進むべからず。

第二百二十九 看病人は常に病室を清潔にし、能く病人の容体に注意し、又其の心目を慰め元氣の引立様にすべし。

第三百十 病者ありて醫師の來診するときには、慰懃に迎へて病室に案内し、容體を述べ、診察の時も側にありて介抱し、診察終れば、手洗水を進め、別室に請じて茶菓を進め、容體を尋ね、藥の用法を問ふべし。時宜に依り病室にて茶菓を供するも妨なからん。若し遠方より醫師を請ひたる時の如きは、其の待遇も亦其の心してすべし。

第九章 雜件

第三百十一 妄に金錢物品の貸借をすべからず。されど貸すべきものは快く貸すを良しとす。後日我が方にて入用なる物は、貸す時豫め返済の期日を約束して貸すを好しとす。

第三百十二 貸借の金錢物品は授受の際能く其の員數品柄を改むべし。又約定証書類は文言字畫を正しく書き其の扣を寫し置くべし。

金錢其の他の事に付き人に証人を依頼することは、成るべく遠慮すべし。又依頼を受くるあるも、迂濶に承諾すべからず。

第三百十三 借りたる物は必ず約束期限内に能く改めて返すべし。若し借りたる物の汚損破毀せる事あらば、之を修覆するは當然の事なれども、其の損害甚だしきに至るときは、他品又は代金を以て辨償すべし。其の儘返して一言の謝辭をも述べざるは不敬の至

と云ふべし。

第三百三十四 借用せる書類は決して疎略にすべからず。読みかけの所には、必ず枝折を入れるべし。其の紙を折るは無遠慮の所爲なり。又不審紙を張るには汚染するものを用ふるなかれ。返す前に残なく之を取去るべし。其の儘にして返すは不敬にも當り且我が心の拙きをも人に見するものなれば能く慎むべし。

第三百三十五 書簡文を認むるには正しく先方の人と對話せる心得にて、稱呼を慎み、一言一句たりとも禮意を缺き不敬の言葉あるべからず。又必ず書簡文の體裁を備ふるを禮とす。

若し數名連署するには宛名に近き方を上位とし、宛名なき連署は右方を上位とし、又連名の宛名は右方を上位とすべし。

誤字、落字、仮名違字体體ならざる走書等をすべからず。御様殿宛名の字等は長者と等輩とに従ひて斟酌する所あるべし。若し之

を慎まざれば皆不敬の所爲に陥るべし。

第三百三十六 書簡は前を二折半、末を一折半明け置くべし。又悔狀には弔詞の外決して他の用事を認むべからず。且宛名の脇付を記さず、之を封ずるは死封にし、封目は死點に引くものとす。故に平常の書簡には死封死點を忌むべし。

一 用紙は通常半切れを用ふれども、貴人へは奉書或は杉原紙等を用ふべし。二つ折りにし、裏白に用ふるを禮とす。又薄葉を用ふるも可なり。繪半切などは用ふべからず。

二 零封にせんには書始めより字を外にして巻き、紙尻を封筒に代用するも差支なし。本封又は封筒に納めんには、必ず紙尻より字を内にして巻くべし。又折目は宛名を外るる様注意すべし。

三 封筒は厚き日本紙を用ふるを好しとす。洋紙は毀損し易し。上書は雙方の住地即縣國郡町村名番地姓名を正しく書き、字形は

先方よりも已の方を稍々小さくすべし。

第三百三十七 人に代りて書狀を認むるときは、先づ一通り案文を作りて之を示し、加削すべき所なくば、淨書すべし。淨書の上は、再び示して後に糊封するものとす。

第三百三十八 他より書簡の到來せしとき、返書すへき事柄は、速に返書すべし。答辨説明等は、深切明細にして遺憾なからしむべし。人をして再び反問せしむる如き疎漏あるへからず。

返書を要する依頼狀等は、郵便券を封入するを好しとす。又郵便書類を投函するには、必ず目方に注意して、不足税を先方に拂はしめ迷惑に至らしむるが如きことあるへからず。

第三百十九 端書の文、電報の詞は、簡短にして明瞭なるを要す。殊に電報の詞は假名書なれば、讀み誤りなき様、詞の綴りに注意すべし。

第四百十 名前の脇付に用ふる詞に、殿下、閣下、尊下、侍史、足下、梧下、又親

展、貴、酬、平、信、等種々あるべしと雖とも、これ皆先方の人と書中言ふところの事柄とによりて、用方に相違ありと知るべし。

今日、殿下は皇族方に用ひ、閣下は、位官高き人に用ひ、尊下、貴下は之に次ぎて、父師兄長にも用ひ、足下、梧下等は、等輩及び其の以下に用ふるを例とす。

他人の見て差支なき用事を述べたる書簡の脇付に親展と記すは不敬にして、遠慮すべきことなれども、秘密の用事に侍史と記したるが如きも亦笑ふべきものと云ふべし。

第四百十一 追書は本文外の事を書くものにして、本文の遺漏を補ふにはあらずと知るべし。悔狀には之を認めぬものなり。

第四百十二 風呂敷に物を包むには、姓名等の記號ある方を奥に、其の包みの殘部の内に折り込みて、下方に垂れざる様にすべし。

明治三十六年六月一日印刷
明治三十六年六月五日發行

(非賣品)

著者兼
發行人

靜岡縣靜岡市人宿町貳丁目
貳拾六番地

柳澤留三郎

印刷人

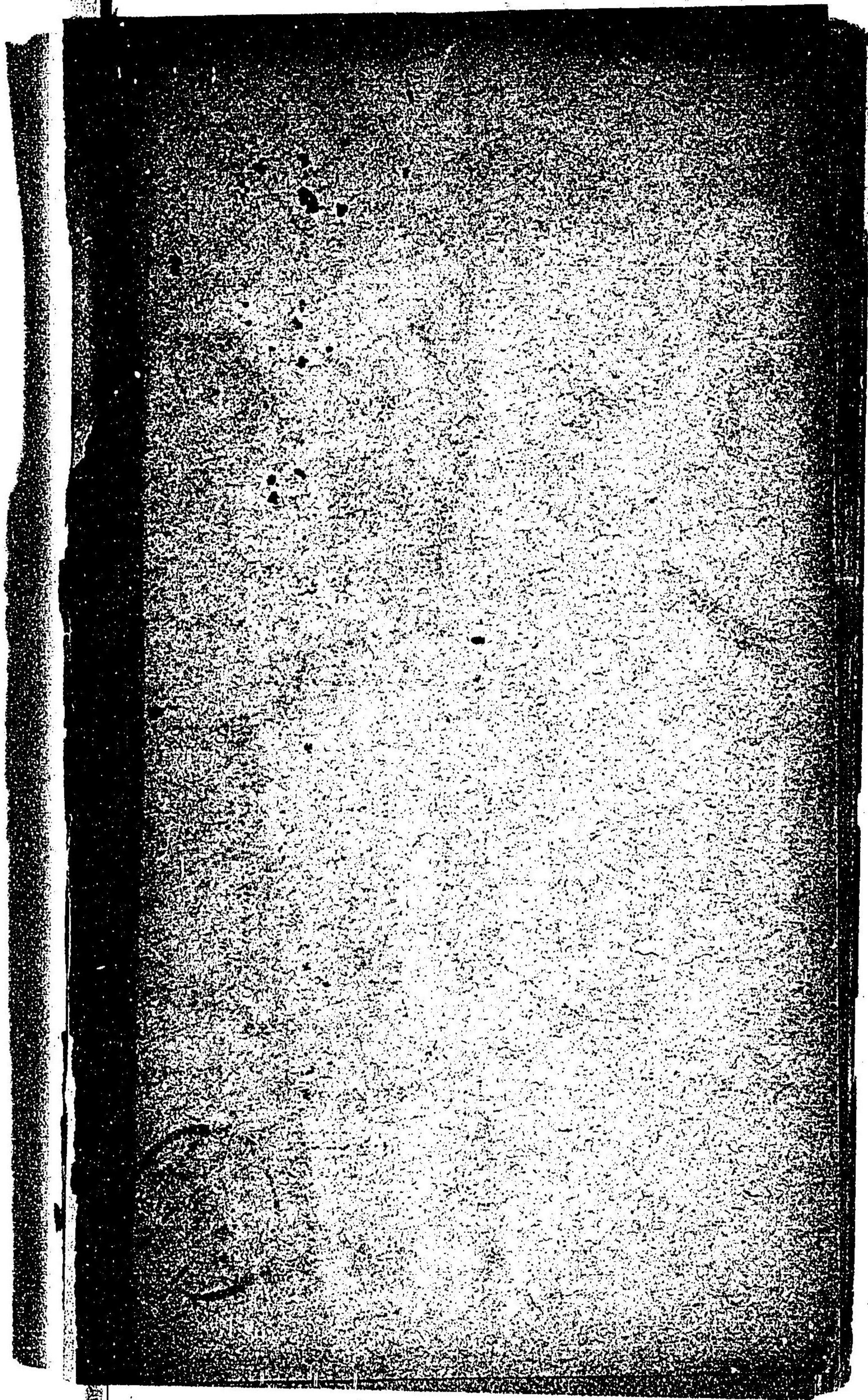
靜岡縣安倍郡大里村川邊
百五拾貳番地

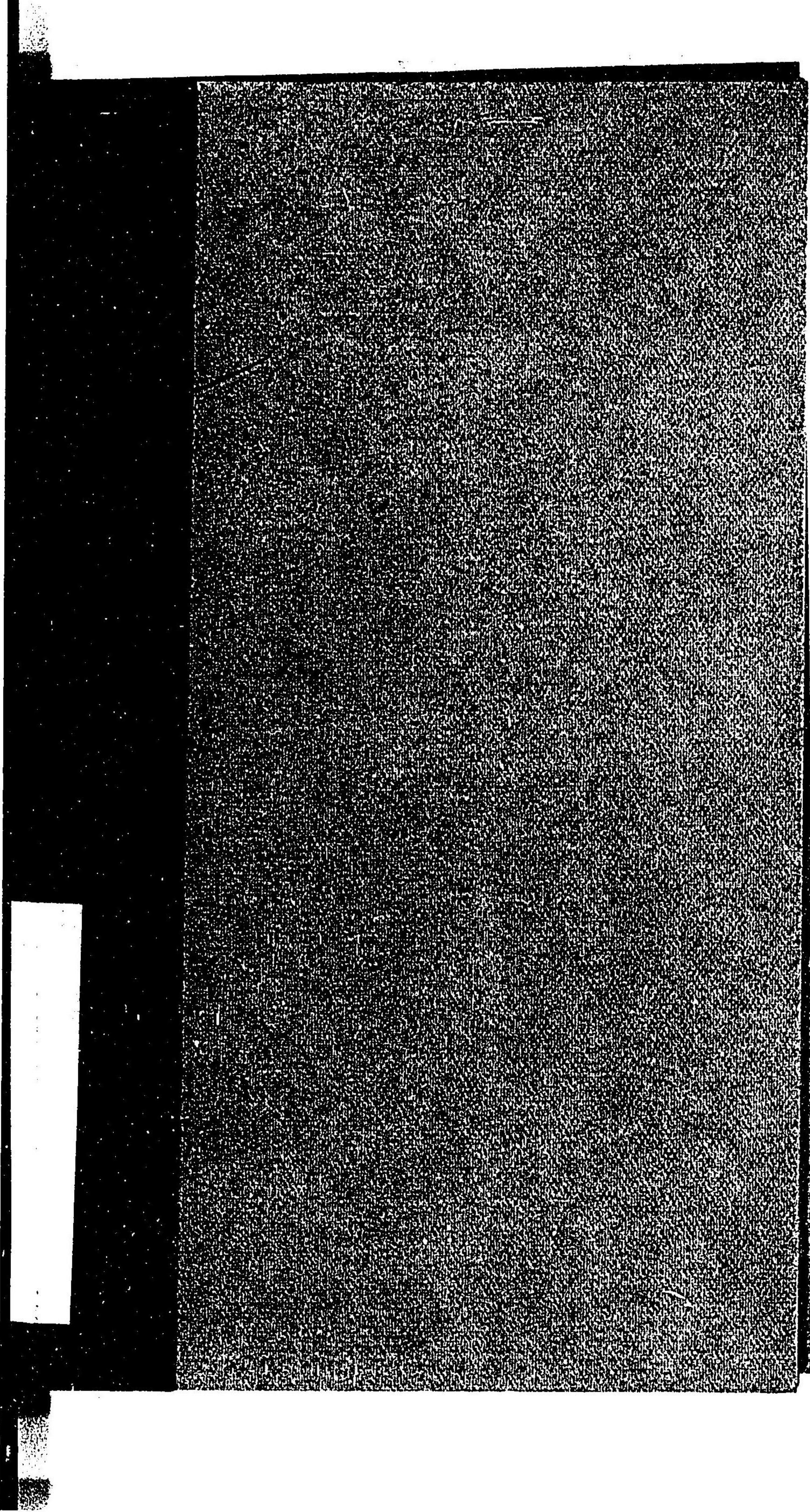
山梨易司

發行所

靜岡縣靜岡市七間町貳丁目
貳拾參番地

靜岡民友新聞社





特45

53

作法大意

国立国会図書館

012010-000-3

特45-53

作法大意

柳沢 留三郎/著

M36

AAG-0061

